第３章　水環境保全のための基本方針と取組み

1.　取組みの柱と方向性

４つの基本方針ごとの取組みの柱と方向性は、以下のとおりとします。

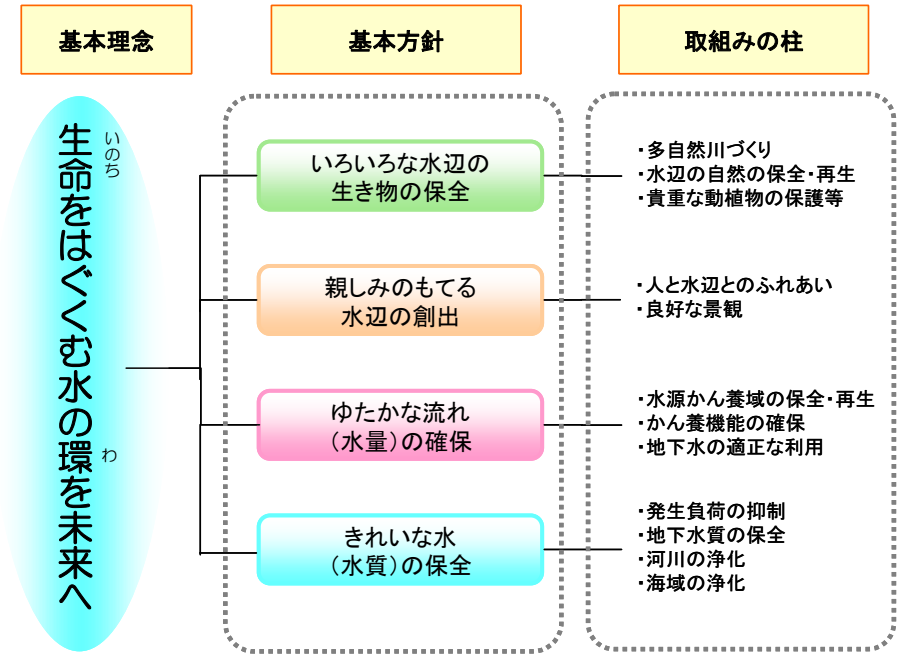

いろいろな水辺の生き物の保全

取組みの柱	取組みの方向性
多自然川づくり	■多自然川づくりの推進 ・河川改修、河川整備にあたっては、治水面での安全性を確保しつつ、河川本来の営みを利用しながら、多様な生物がすめる川づくりを進める。
水辺の自然の保全・再生	■水辺周辺における生物の生息・生育空間の確保 ・海辺、河川、谷津田などの湿地や湧水地は特有の動植物が生息・生育する場所となるため、保全する。
貴重な動植物の保護等	■地域生態系の保全と回復 ・貴重な動植物の生息・生育状況を調査し、保全対策を進める。

親しみのもてる水辺の創出

取組みの柱	取組みの方向性
人と水辺とのふれあい	■水辺の市民利用の推進 ・水や生き物にふれあえる水辺の整備や親水機能の向上を図る。 ・海岸、治水対策との整合や地域の自然や文化に配慮して、近づきやすい水辺とする。
	■水辺に対する意識の醸成 ・水辺に生息・生育する動植物にふれあう機会を創出し、市民の水辺に対する意識の醸成を促す。
	■水環境に関わる情報の発信・調査研究の推進 ・水辺の情報発信等により、市民に身近な水辺の利用を促進する。
良好な景観	■河川等環境の保全 ・河川等における除草などを実施し、良好な水辺景観を保全する。
	■海辺環境の保全 ・人工海浜（いなげの浜）の養浜を実施し、良好な海辺環境の保全に努める。
	■清掃活動等の実施 ・（仮称）水環境保全委員を核とした地域住民による清掃活動を実施し、良好な景観を維持する。

ゆたかな流れ(水量)の確保

取組みの柱	取組みの方向性
水源かん養域※の保全・再生	■森林の保全・育成 ・森林がもつ水源かん養機能の保全を図る。 ・枝打ち、間伐などにより森林を維持し、かん養機能を向上させる。
	■農地の保全 ・農地がもつ水源かん養機能の保全を図る。
	■谷津田の保全・再生 ・谷津田における農業的土地利用(田畑、用水路)を推進する。 ・谷津田周辺の斜面林及び湧水・湿地の保全を図る。
かん養機能の確保	■雨水浸透施設の整備 ・流域の保水・湧水機能を回復させ、降雨時の雨水の河川・水路への急激な流出を抑制する。
地下水の適正な利用	■法令等に基づく地下水採取の規制指導 ・地盤沈下を防止するとともに、地下水の水量及び地下水の水位を確保する。 ・農業用、工業用、ビル用等の地下水の採取を規制する。

きれいな水（水質）の保全

取組みの柱	取組みの方向性
発生負荷の抑制	■工場・事業場の排水等の適正処理の指導 ・規制の徹底による基準違反の減少を図る。 ・事業者による負荷削減対策の促進を図る。
	■生活排水対策 ・公共下水道の整備及び接続の指導を実施する。 ・農業集落排水処理施設の維持管理及び接続の指導を実施する。 ・合併処理浄化槽設置助成事業を推進する。
	■その他の発生源対策(田畑、畜産排水、ゴルフ場からの負荷削減対策) ・環境にやさしい農業(土づくりを基本とした農薬、化学肥料の削減)を推進し、環境負荷の軽減を図る。 ・家畜糞尿等を地域資源として有効利用し、環境汚染の防止に努める。 ・ゴルフ場における農薬の使用状況を調査し、必要に応じて農薬使用量の削減を求めていく。
地下水質の保全	■地下水汚染の未然防止対策 ・法令等に基づく有害物質等に係る地下浸透の禁止を徹底する。 ・産業廃棄物の適正な処理の指導を徹底する。 ・埋立土砂の安全管理の指導を徹底する。 ・安全な飲料水の確保を図る。 ・汚染土壌等の対策を実施する。
河川の浄化	■河川の浚渫 ・底泥の浚渫を実施する。
海域の浄化	■海域流入河川及び水路の浚渫 ・海域での清掃、美化活動を推進する。 ・底泥の浚渫を実施する。
	■下水の高度処理の推進 ・下水処理水に含まれる窒素・りんの除去を目的とした施設の整備を推進する。

※かん養域
　雨水が土壌に浸透し、地下水が補給される場所のことをいいます。

2.　具体的な取組み

いろいろな水辺の生き物の保全

平成 13 年度から 27年度に実施した生物調査によると、河川、水路、などに生息する魚類の種類数は増加しており、生物の生息環境は改善が見られます。今後も、調査によって生物の生息環境の把握に努め、残された良好な水辺環境と周辺の生物多様性を保全するために、「多自然川づくり」、「水辺の自然の保全・再生」、「貴重な動植物の保護等」を図っていきます。

■ 多自然川づくり

河川改修、河川整備を実施する場合には、治水安全性を確保するとともに、洪水による河川内の環境変化を許容した川づくりを目指します。また、多自然川づくりにあたっては、市民との合意形成を図り、地域との連携をより一層推進します。

〔取組内容〕

◆多自然川づくりの推進
環境に配慮した護岸の整備を推進し、河道の連続性の確保に努めるなど、生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて人間生活と調和した安全で美しい自然景観を保全、創出します。

■ 水辺の自然の保全・再生

海辺、河川、谷津田等の湿地や湧水地には、水辺特有の動植物が生息・生育しています。これらの生息・生育地では、多様な水生生物との共生を目指して、郷土の生物とその生息・生育環境との関係、人の利用との関わりを考慮し、人と生物とが支障なくふれあえる水辺環境の整備を推進します。

〔取組内容〕

◆水辺周辺における動植物の生息・生育空間の確保
河川、水路、湿地、斜面林等において動植物の生息・生育空間を保全します。

◆ホタルの生息地の保護
谷津田等ホタルの生息地を保全します。

◆公園緑地等の緑のネットワーク化の整備
公園緑地の整備を進めるとともに、これらを有機的に連携した、動植物の移動経路等となるエコロジカルなネットワークの整備・保全を推進します。

■ 貴重な動植物の保護等

生物多様性の保全の観点から、水生生物などの生息・生育状況を把握するとともに、重要種※をはじめとする水生生物の生息・生育地の保護を推進し、生物多様性の基盤となる多様な環境の保全に取り組んでいきます。また、地域の生態系や人への被害を及ぼす恐れのある特定外来生物※（アライグマ、ナガエツルノゲイトウ、カミツキガメなど）については、河川管理者等の関係機関と連携した対応を図ります。

※重要種：環境省や千葉県、千葉市のレッドリストに記載された、千葉市の生物保護上重要な野生生物のことをいいます。

※重要種：環境省や千葉県、千葉市のレッドリストに記載された、千葉市の生物保護上重要な野生生物のことをいいます。

※特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法で指定されたものをいいます。

〔取組内容〕

◆地域生態系の保全と回復
地域生態系の保全、生物の生息･生育空間の保全･回復を推進します。

◆生き物とのふれあい意識の醸成･啓発
自然観察会の開催等、生き物とのふれあい意識の醸成･啓発を図ります。

◆NPO などによる保護活動の推進
NPO などによる貴重な動植物の保全活動等を推進します。

◆水生生物調査の実施
水辺に特有の生物の生息･生育状況を調査し、保護対策について検討します。
また、特定外来生物が確認された場合は、対応を検討します。

◇生物調査により確認される指標生物の増加を目指します。

◇（仮称）水環境保全委員による生き物調査を実施し、市民協働で生態系の保全に取り組みます。

親しみのもてる水辺の創出

河川においては、水辺の散歩道等の水に親しむことのできる施設の整備などを図ります。海辺については、埋め立てにより遠浅の自然海岸は失われたものの、人工海浜や大規模な公園緑地が整備され、市民の憩いの場や、身近なレクリエーションの場として利用されています。今後も水辺に対する市民の利用促進や、まちづくりと一体となった「人と水辺とのふれあい」を推進するとともに、水と緑の拠点整備など「良好な景観」の形成に取り組みます。

■ 人と水辺とのふれあい

水や生きものにふれあえる水辺の整備、親水機能の向上を図ります。また、海岸、治水対策との整合や地域の自然や文化を考慮した、身近な水辺を創出します。

〔取組内容〕

◆総合公園（親水公園）の整備･維持管理
河川等水辺の自然とふれあうことのできる公園を整備し、適切に維持管理します。

◆調整池の多目的整備
水生生物や動植物に良好な生息･生育環境を提供している調整池を、市民が親しめる場となるように再整備します。

◆川辺の市民利用の促進
川沿いにビオトープ等の川と親しむための施設を整備することにより、市民による利用を推進します。

◆地域住民との連携による整備･維持管理
ふれあいの場の整備に地域住民の声を反映させるとともに、連携による維持管理を促進します。

◆水辺に対する意識の醸成
ビオトープ等の水辺における自然観察会など環境学習活動を充実させ、水辺に対する意識の醸成を図ります。

◆水環境に関わる情報の発信･調査研究
水環境に関わる情報の収集に努めるとともに、発信･調査研究を積極的に進めていきます。

◇坂月川ビオトープに生息する貴重な生き物を保護するとともに、市民による利用を促進します。

■ 良好な景観

親しみを感じる水辺を創出するためには、水辺の景観を良好に保つことが必要です。河川等管理者である県・市や市民による環境保全活動を進めます。

〔取組内容〕

◆河川等環境の保全
除草等を実施し、良好な河川環境の保全に努めます。

◆海辺環境の保全
経年的な砂の流出により浜の地形が変化している人工海浜（いなげの浜）の養浜を実施します。

◆清掃活動等の実施
（仮称）水環境保全委員を核とした地域住民による清掃活動を実施し、水辺の美化に努めます。

◇加曽利貝塚の史跡整備に当たり、周辺の自然環境を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。

ゆたかな流れ（水量）の確保

わたしたちのまわりでは、海岸、河川、水路、池沼、水田、ため池などが水域を形成しています。その源は雨水であり、これをかん養※し、水量を確保していくことが大切です。そのため、「水源かん養域の保全・再生」及び「かん養機能の確保」を推進します。また、引き続き「地下水の適正な利用」を実施していきます。

■ 水源かん養域の保全・再生

市内の河川上流域に広がる森林や谷津田などは土壌の働きによって水源かん養機能を有し、本市の水循環系の重要な要素となっています。しかし、森林面積の減少や管理不足、谷津田の荒廃などが進み、これらの機能が低下しています。森林や谷津田の持つ多様な機能※を評価し、保全と回復を図る必要があります。さらに、市街地においても緑地を確保するなどして雨水の地下浸透・湧水の保全を図ります。

〔取組内容〕

◆森林の保全・育成
千葉市森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。

◆東千葉近郊緑地特別保全地区・保全区域の保全
首都圏近郊緑地保全法に基づき、本市の特に優れた自然環境を有する「東千葉近郊緑地特別保全地区及び保全区域」を保全していきます。

◆農地の保全
農地がもつ水源かん養機能の保全を図ります。

◆谷津田の保全・再生
谷津田における農業的土地利用（田畑、用水路）を推進し、谷津田周辺の斜面林及び湧水・湿地の保全を図ります。

◆特別緑地保全地区・市民緑地・市民の森の整備・維持管理
特別緑地保全地区・市民緑地・市民の森の整備を進めるとともに、市民活動による森づくり、維持管理を行います。

◇谷津田の保全面積 30ha の増加を目指します。

◇里山の保全を6箇所で行うことを目指します。

※かん養：雨水が土壌に浸透し、地下水が補給される場所のことをいいます。
※森林や谷津田の持つ多様な機能：森林や谷津田は、水を蓄えて自然のダムとしての機能を果たすほか、様々な動植物の生息・生育環境として、生物多様性を支えています。

■ かん養機能の確保

都市部における生活排水のほとんどは下水道を経由して河川下流に位置する下水処理場に運ばれ放流されることや、都市化の進展に伴い地中に雨水が浸透しにくいコンクリート構造物の増加のため、河川流量の減少や湧水の枯渇等の問題が生じています。かん養機能を確保するために、雨水浸透ます・トレンチ等の整備、透水性舗装等の整備及び宅地内の雨水貯留･浸透施設の設置を進めます。

〔取組内容〕

◆雨水浸透事業の推進
雨水浸透ます･トレンチ等の設置を推進し、雨水流出量の抑制を図ります。

◆透水性舗装等の整備推進
浸水被害の軽減とかん養機能の確保のため、透水性舗装等の整備を推進します。

◆雨水貯留･浸透施設設置補助事業の実施
雨水の流出を抑制するために、宅地内に雨水貯留槽や浸透ますを設置する際の費用の一部を補助します。

◆緑化事業の推進
都市緑地の整備･保全管理や住宅、工場･事業場、公共公益施設、道路等の緑化を推進します。また、緑地協定もしくは緑化協定の締結や開発行為に伴う緑化指導を推進します。

■ 地下水の適正な利用

地下水は飲料水、農業用水、工業用水など市民の大切な資源として利用されていますが、地盤沈下を抑制するため、引き続き、地下水の採取について規制指導を行います。

〔取組内容〕

◆法令等に基づく地下水採取の規制指導
地盤沈下は沈静化の傾向にありますが、地盤沈下の未然防止のため引き続き地下水採取の規制指導を行います。

◆地下水位及び地盤沈下の動向把握
観測井での地下水位の常時監視や地盤沈下量の観測、許可井戸の地下水採取量の把握を行い、地下水位と地盤沈下の動向を把握していきます。

きれいな水（水質）の保全

河川の水質は、水質の悪化していた平成初頭と比べてかなり改善していますが、海域や地下水の水質保全については今後も取り組みが必要です。また、ゴミの集積や汚れた堆積物のない水辺の整備も重要となります。きれいな水を実現するために、「発生負荷の抑制」、「地下水質の保全」、「河川の浄化」、「海域の浄化」に取り組んでいきます。

※かん養機能
降水などの地表に到達、あるいは存在する水を地中へ浸透させる自然の仕組みのことをいいます。

発生負荷の抑制

水質の保全のために引き続き発生負荷の抑制に取り組みます。水域への流入負荷が水循環の過程における浄化能力を超えることがないように取り組みます。

〔取組内容〕

◆工場・事業場排水等の適正処理の指導
公共用水域に排水を放流している工場・事業場に対し、排水の適正処理と排水基準の遵守について、監視及び指導を行います。

◆生活排水対策
公共下水道の整備、農業集落排水処理施設への接続指導等及び合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、家庭で行える生活排水対策への啓発活動による水質の改善を図っていきます。

○公共下水道の整備及び接続の推進
生活・生産活動に伴って発生する汚水を適正に処理し、公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備及び接続を推進します。

○農業集落排水処理施設の維持・管理
農業排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与します。

○合併処理浄化槽設置助成事業の推進
単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

◆その他の発生源対策（田畑、畜産排水、ゴルフ場からの負荷削減対策）
・家畜糞尿等を地域資源として有効利用し、環境汚染の防止に努めます。
・ゴルフ場における農薬の使用状況を調査し、必要に応じて農薬使用量の削減を求めていきます。

◆環境にやさしい農業（土づくりを基本とした農薬、化学肥料の削減）を推進し、環境負荷の軽減を図ります。

地下水質の保全

地下水質を健全に保つため、汚染状況の把握に努めるとともに、地下水汚染の未然防止のための対策を実施します。

〔取組内容〕

◆未然防止対策・監視等
法令等に基づく有害物質等に係る地下浸透の監視・指導を継続します。また、産業廃棄物の適正処理、埋立土砂の安全管理、汚染原因者への処理対策等の実施及び工場跡地等の土壌調査・汚染土壌対策の実施などの指導を行います。

◆汚染状況の把握
地下水水質調査により汚染状況を把握するとともに、井戸水の飲用に係る指導・助言を行います。

※公共用水域
河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域をいいます。

河川の浄化

河川の浄化対策では、河川が本来持っている浄化能力を発揮させつつ、適切な管理によって汚濁を除去、低減することが必要です。そのために、河川の浚渫を実施し水質改善を図ります。

〔取組内容〕

◆河川などの浚渫
河川、水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質の改善を図るとともに、景観の向上や水生生物が生息しやすい環境の創出を図ります。

◆清掃活動等の実施
（仮称）水環境保全委員を核とした地域住民による清掃活動を実施し、水辺の美化に努めます。

海域の浄化

東京湾における水質汚濁による海辺の生物への影響などの問題を解決するために、関係自治体と協力して、対策を実施します。

〔取組内容〕

◆東京湾総量削減計画の推進
東京湾総量削減計画に基づき、東京都等の沿岸の自治体と協力して富栄養化対策を推進します。

◆流入河川及び水路の浚渫
海域に流入する河川や水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。

◆港湾域の浄化
船舶から排水されるバラスト水、またはビルジ（船底にたまった油性混合物）による油濁を防止し、事故発生等の際には適切に処理します

◆下水の高度処理の推進
下水処理場からの処理水に含まれる窒素・りんの除去が図れる施設の整備を推進します。

※富栄養化
閉鎖性水域において、窒素やリン等を含む栄養塩類の濃度が増加することをいいます。

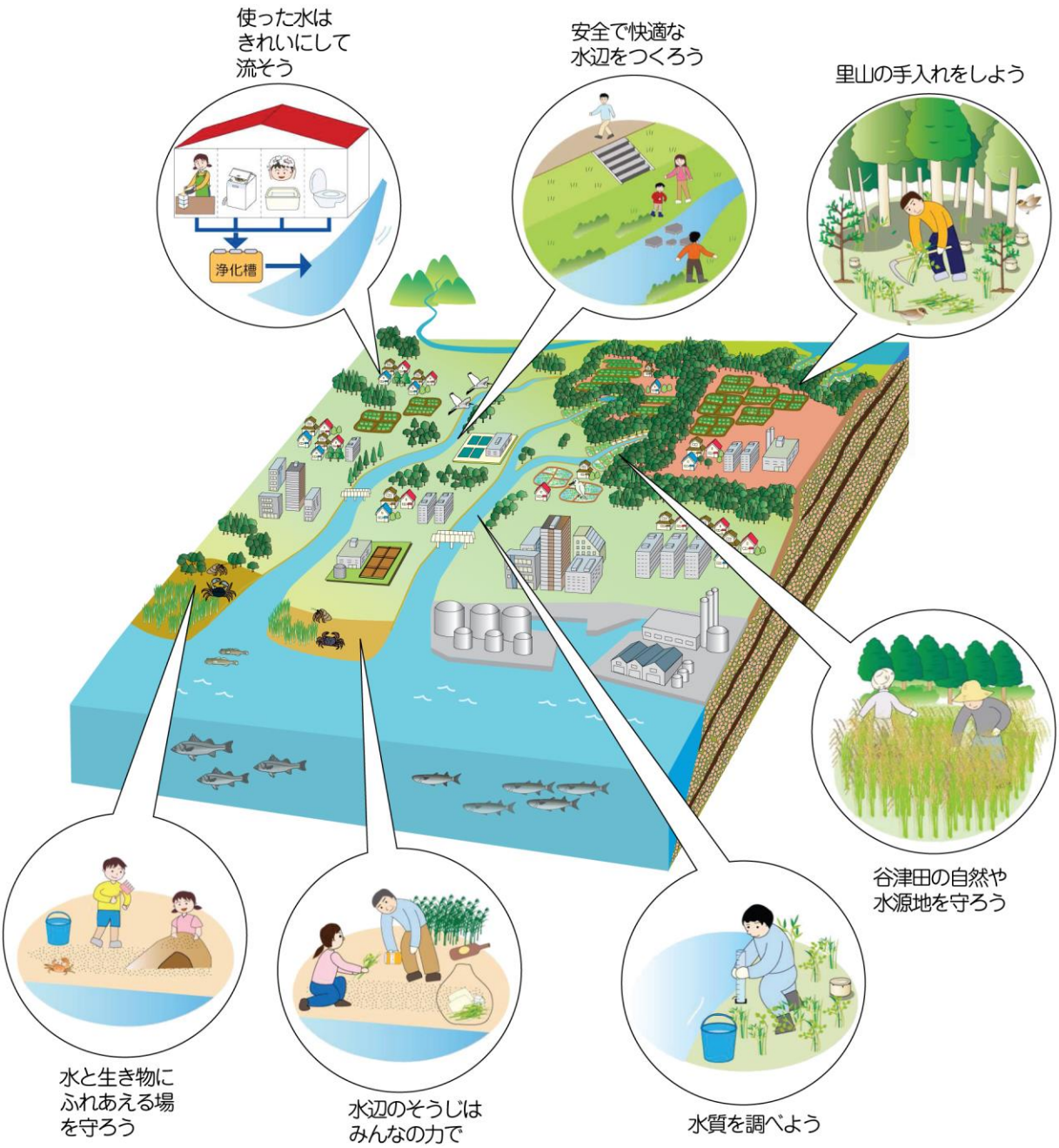

水環境保全への取組みのイメージ

コ　ラ　ム

市民のチカラで水環境をまもる

良好な水環境を創造するためには、市民、事業者などと市が連携していくことが大切です。ここでは、水環境の保全にかかわる活動をしている団体を紹介します。

	団　体　名	活　動　内　容
1	坂月川愛好会	坂月川周辺の環境保全活動のほか、市と坂月川ビオトープにおける活動協定を締結し、日常的な維持管理を実施。
2	NPO 法人　都川の環境を考える会	支川都川周辺の環境保全活動のほか、こどもたちに川遊びの楽しさを伝えるイベント等を実施。
3	花見川の環境を守る会	花見川周辺の環境保全活動のほか、地域の小中学校等で環境教育の支援。
4	ちば河川交流会（千葉市支部）	主に、河川文化の情報収集や編集（収集範囲は、千葉市内から県内外）、ウォーキング等の活動。
5	NPO 法人　ちば環境情報センター	環境活動情報の収集と発信、谷津田の保全・米作り・ごみひろい・自然観察会、環境講座の開催、都川川遊び、水辺と森の手入れ。
6	千葉県自然観察指導員協議会	昭和の森等における自然観察会の開催、研修会の実施、小学校自然観察支援。
7	千葉港ﾎﾟｰﾄﾊﾟｰｸかもめのクリーン隊	ポートパークでの海岸ゴミ拾い等の活動。
8	千葉市里山ボランティアの会	「いずみの森」の維持管理等の保全活動。
9	NPO 法人　ちば森づくりの会	「おぐらの森」等市内の森の保全活動。
10	ちば・谷津田フォーラム	県内全域の谷津田およびその周辺環境保全活動団体の情報収集と発信、谷津田での米づくり、谷津田生き物観察会の実施、千葉谷津田マップの作成など。
11	下泉森のサミット	印旛沼に注ぎ込む鹿島川の流域で水源かん養林の保全活動。
12	環境パートナーシップちば	市民、企業、行政のパートナーシップによる環境保全活動の推進。 花見川におけるウォーキングマップの作成及び活用による啓発活動や子どもたちとの環境学習の実施。
13	NPO 法人　バランス２１	鹿島川流域の谷当町を中心に谷津田の保全活動。
14	NPO 法人　緑の環・協議会	水源地の再生、緑の再生（植樹活動）、自然観察会の実施。

（千葉市民活動支援センターホームページなどを参考に作成）